（証券コード　3903）
2020年７月７日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿四丁目34番７号
株　式　会　社　ｇ　ｕ　ｍ　ｉ
代表取締役社長　川　本　　寛　之

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染拡大の防止策として慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

なお、書面により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、電磁的方法（インターネット等）を通じて行使される場合は、当社議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご投票くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、時間の短縮や座席の間隔を広くするなど、例年よりも縮小した規模で開催させていただく場合があります。また、当日役員及びスタッフはマスク着用にて対応させていただく場合があります。株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日時点の状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

昨年までの株主総会においてはお土産をご用意しておりましたが、本株主総会でのお土産の配布はございません。何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年７月28日（火曜日）午前10時00分

２．場　　所　東京都新宿区西新宿四丁目15番３号
住友不動産西新宿ビル３号館１階
ベルサール西新宿　ホール
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。）

３．目的事項

報告事項

１．第13期（2019年５月１日から2020年４月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第13期（2019年５月１日から2020年４月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬額及び内容決定の件

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎今後の状況により、新型コロナウイルス感染拡大防止のため新たな措置を講じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(https://gu3.co.jp/ir/irnews/?tab=shareholder_meeting&year=2020)に掲載いたしますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

◎株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎招集にあたっての決定事項

(1)株主総会にご出席願えない場合には、書面又は電磁的方法(インターネット等）により議決権を行使することができます。具体的な手続き等については、４頁の「議決権行使のご案内」をご高覧の上、それに従って、議決権をご行使ください。

(2)書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の期限は、株主総会前日の2020年７月27日（月曜日）の19時（午後７時）までといたします。

(3)書面及び電磁的方法（インターネット等）によって二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

(4)電磁的方法（インターネット等）によって、複数回又はパソコンやスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

(5)書面による議決権行使において、各議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書用紙が提出された場合においては、賛成の意思表示があったものとして取扱わせていただきます。

(6)議決権の代理行使を行う場合は、当社の議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

◎議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

◎インターネットによる開示

(1)本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会計監査人の状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://gu3.co.jp/ir/irnews/?tab=shareholder_meeting&year=2020)に掲載することにより開示しております。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、添付書類記載のもののほか、上記、「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会計監査人の状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「個別注記表」が含まれております。

(2)株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(https://gu3.co.jp/ir/irnews/?tab=shareholder_meeting&year=2020)に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

今回の定時株主総会で付議されております議案につきまして、以下のいずれかの方法で議決権の行使を賜りますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日　　時　**2020年７月28日（火曜日）午前10時（午前９時開場）**

場　　所　東京都新宿区西新宿四丁目15番３号
住友不動産西新宿ビル３号館１階
ベルサール西新宿　ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

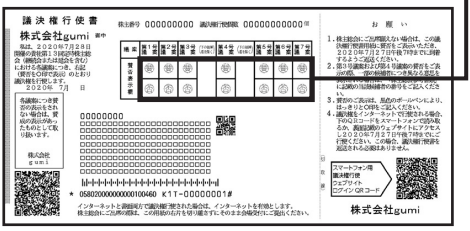
書面による場合



書面による議決権行使は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2020年７月27日（月曜日）19時（午後７時）**までに当社に到着するよう折り返しご送付ください。

※ご送付いただきます議決権行使書用紙は料金受取人払いのハガキとなっており、通常の郵便物に比べ郵便局での処理に時間を要しますので、誠に恐縮ではございますが、お早めにご投函くださいますようお願い申し上げます。

■議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第１、２、５、６、７号議案
▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
▶ 反対の場合：「否」の欄に○印
第３、４号議案
▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
▶ 全員反対の場合：「否」の欄に○印
▶ 一部の候補者を反対される場合：「賛」の欄に○印の上、反対される候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる場合



スマートフォン等により議決権行使書用紙のＱＲコードを読み取るか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

行使期限 ｜ **2020年７月27日（月曜日）19時（午後７時）**

詳細は次頁をご覧ください

■重複行使のお取扱いについて

書面及び電磁的方法（インターネット等）によって二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、電磁的方法（インターネット等）によって、複数回又はパソコンやスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。



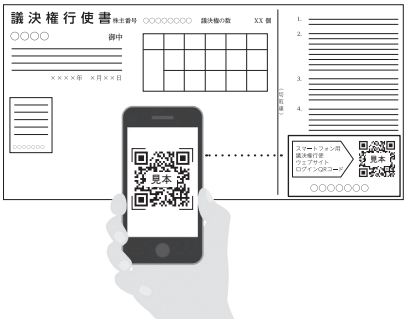
インターネット等による議決権行使のご案内

ＱＲコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることが出来ます。

1 **議決権行使書用紙右下に記載のＱＲコードを読取ってください。**

※「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

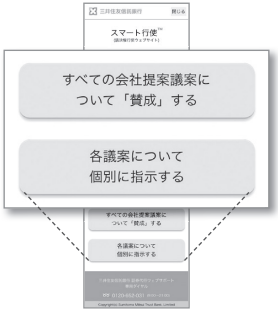


2 **以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。**

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがＰＣ向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ＱＲコードを再度読取っていただくと、ＰＣ向けサイトへ遷移出来ます。



書面及び電磁的方法（インターネット等）によって二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
また、電磁的方法（インターネット等）によって、複数回又はパソコンやスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

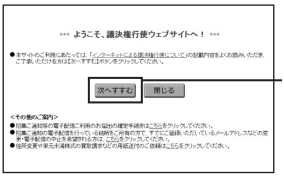
インターネット等による議決権行使に関するお問い合せ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　午前９時～午後９時）

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

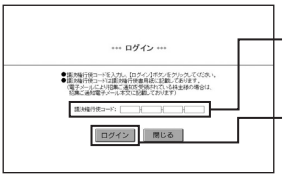
議決権行使
ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

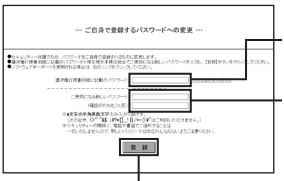
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコンやスマートフォン等のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年５月１日から
2020年４月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用、所得関係の改善により緩やかな回復傾向が続いておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、急激な減速へと転じることとなりました。

当社グループが属する業界におきまして、モバイルオンラインゲーム市場においては、株式会社矢野経済研究所の「スマホゲーム市場に関する調査（2019年）」によると、2020年度の国内スマートフォンゲーム市場は1兆1,920億円と、前年度対比にて安定的に成長することが予想されております。XR市場においては、The Goldman Sachs Group, Inc.が2016年に発表したデータによると、2025年にはVR/AR市場が約950億米ドルまで拡大すると予測されております。ブロックチェーン市場においては、株式会社矢野経済研究所の「ブロックチェーン活用サービス市場に関する調査（2019年）」によると、2022年度の国内ブロックチェーン活用サービス市場規模は、事業者の売上高ベースで1,235億円にまで成長すると予測されております。

このような経済環境の中、当連結会計年度の売上高は19,827,695千円（前連結会計年度比6.7%減）となりました。また、営業利益は2,225,402千円（前連結会計年度は1,430,689千円の営業損失）、経常利益は2,124,637千円（同1,661,464千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,757,456千円（同1,695,686千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

なお、当社グループは、事業内容をより適正に表示するため、当第１四半期連結会計期間より、報告セグメント「VR/AR事業」を「XR事業（VR、AR、MR等）」に名称変更するとともに、新セグメントとして「ブロックチェーン事業」を新設いたしました。そのため、前年同期比較はセグメント見直し後の体制に組み替えて記載しております。なお、XR事業（VR、AR、MR等）の名称変更が、セグメント情報に与える影響はありません。

① モバイルオンラインゲーム事業

モバイルオンラインゲーム事業に関しては、株式会社スクウェア・エニックスと共同開発した「WAR OF THE VISIONS ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス 幻影戦争」を当連結会計年度より日本語版・海外言語版共に配信を開始し、売上に大きく寄与いたしました。一方、一部主力タイトルに関し、配信期間の長期化に伴い売上が減少したこと、及び不採算タイトルの早期撤退を行ったこと等に伴い、売上高が減少いたしました。

しかしながら、上記不採算タイトルの早期撤退を含め、スタジオの統廃合等が奏功し開発運用費が減少したこと、及び費用対効果を重視したプロモーションの徹底により広告宣伝費が減少したこと等に伴い、営業利益が大きく増加いたしました。

この結果、売上高は19,718,500千円（前連結会計年度比7.2%減）、営業利益は2,783,045千円（前連結会計年度は851,189千円の営業損失）となりました。

② XR事業（VR、AR、MR等）

XR事業に関しては、将来、市場の急拡大が見込まれるXR市場において早期に優位なポジションを築くことが重要な課題であると考えております。当社グループは、市場の状況に合わせて投資を行っていく方針であり、市場の黎明期においては国内外にて主にファンド出資を通じたXR関連企業の成長支援を実施し、また成長期においてはコンテンツの開発を主体的に取り組み、XR事業の早期の収益化を目指しております。

当連結会計年度においては、当社が配信を行っていた「SWORDS OF GARGANTUA」が売上に寄与いたしました。また、Tokyo XR Startups株式会社等におけるインキュベーションプログラム及び当社グループがジェネラル・パートナーとして参画しているVenture Reality Fundを通じたグローバル投資等を実施し、有力な技術・コンテンツ・人材を有する国内外の有力企業との戦略的な連携を図ってまいりました。

この結果、売上高は44,381千円（前連結会計年度は990千円）、営業損失は402,631千円（前連結会計年度は462,510千円の営業損失）となりました。

③ ブロックチェーン事業

ブロックチェーン事業に関しては、引き続き当該事業を取り巻く法令及び行政の対応等を踏まえつつ、国内外の有力企業への投資を通じ、早期の収益化を目指しております。

当連結会計年度においては、連結子会社である株式会社エイリムと投資先であるdouble jump.tokyo株式会社が共同開発した「ブレイブ フロンティア ヒーローズ」が売上に寄与いたしました。

合わせて、株式会社gumi Cryptosを通じ、新たなテクノロジーを活用する世界各国のブロックチェーン企業に対し、様々な支援を提供いたしました。

この結果、売上高は64,812千円（前連結会計年度はなし）、営業損失は155,011千円（前連結会計年度は116,988千円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はございません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

(4) 重要な組織再編等の状況

①2019年４月23日開催の当社の取締役会における決議に基づき、2019年７月１日付で、当社、株式会社gumi ventures及び株式会社gumi X Realityは、ブロックチェーンに係る事業を、吸収分割の方法により株式会社gumi Cryptosに承継させました。なお、当該吸収分割は、当社の連結子会社を対象とする簡易吸収分割であります。

②2019年９月24日開催の当社の取締役会における決議に基づき、2019年11月30日付で、当社の連結子会社である株式会社gumi X Realityは、XR事業（VR、AR、MR等）におけるコンテンツ開発に係る資産等を、吸収分割の方法により、当社の完全子会社として設立した株式会社gumi X studioに承継させました。

(5) 対処すべき課題

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム業界は、引き続き安定的な成長が見込まれる市場ではあるものの、国内市場、海外市場ともに成熟期をむかえている状況です。このような状況下においては、経営資源の選択と集中により安定的に収益を創出できる基盤を構築することに加え、今後市場の拡大が見込まれる新規事業領域への早期参入により、将来を見据えた収益機会の構築を目指していく必要があると考えております。また、今後の規模拡大に伴いコーポレート・ガバナンスの充実も重要な課題であると認識しております。

以上を踏まえ、当社グループとしましては、以下の具体的な課題に取り組んでまいります。

① 高品質なモバイルオンラインゲームの提供

当社グループは、魅力的なゲームコンテンツを継続して提供していくことが、事業の安定的な成長につながると考えております。これまでゲームタイトルの企画、開発及び運営により蓄積してきたノウハウを用いて、クオリティの高いオリジナルタイトルの開発を実現するとともに、世界各国の有力IPホルダーとの連携を強化し、IPを用いたタイトルによる大ヒットも創出することにより、収益力の拡大を目指してまいります。

② 海外市場への展開

当社グループは、国内のみならず、海外市場にいち早く良質なゲームコンテンツを提供し、収益力の強化を図ることが重要な課題であると考えております。これまで多くのゲームコンテンツの海外展開を実現してまいりましたが、今後も引き続き、自社開発の有力ゲームコンテンツを中心としたグローバル展開を推進してまいります。

③ 新規事業領域への参入による事業拡大

当社グループは、将来、市場の拡大が見込まれる事業領域において早期に優位なポジションを築くことが重要な課題であると考えております。当社グループは、XR領域（VR、AR、MR等）及びブロックチェーン領域において、ファンド出資等を通じ新たなテクノロジーを活用する有力企業との戦略的な連携を図るとともに、コンテンツの開発にも主体的に取り組むことで、新規事業領域の早期収益化を図ってまいります。

④ コーポレートブランドの強化

当社グループのビジョン実現のためには、継続的にユーザーから支持されるサービスを提供していくことに加え、多くのユーザーに愛着を持っていただける会社となることが必要不可欠であると考えております。そのため、ス

テークホルダーに対する適切な情報開示と、積極的な広報活動及びCSR活動を推進していくことで、当社グループのコーポレートブランドの向上を図ってまいります。

⑤　ユーザー獲得の強化

当社グループは、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数の増加が、業績拡大のための重要な課題であると考えております。当社グループでは、テレビ、インターネット等の媒体を含む各種メディアへの広告出稿及びイベント等を通じたユーザー獲得施策を継続的に実施しておりますが、過大な広告出稿はユーザー獲得単価の高騰につながると考えております。従って当社グループでは、ゲームコンテンツ毎の広告出稿に関する費用対効果を分析、把握した上で、今後も積極的かつ効果的な広告出稿を実施し、ユーザー獲得の強化を図ってまいります。

⑥　システム技術・インフラの強化

当社グループが提供するゲームコンテンツは、スマートフォン・タブレット端末等を通じインターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働及びスマートフォン・タブレット端末の技術革新への適切な対応が重要な課題であると考えております。従って、当社グループではサーバー等のシステムインフラを安定的に稼働させるべく、継続的なインフラ基盤の強化及び専門的な人員の確保に努めるとともに、必要に応じて他社が提供するサービスを利用しながら、技術革新にも迅速に対応できる開発体制作りに努めてまいります。

⑦　優秀な人材の確保

当社グループは、今後の更なる事業拡大のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると考えております。人材の確保においては、当社グループの企業風土に合った国内・海外の人材の採用・登用に努めるとともに、従業員の勤続年数等の段階に応じた教育プログラムを体系的に実施することにより、各人のスキル向上を図ってまいります。

⑧　コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、事業拡大に応じた「業務の適正を確保するための体制」の強化を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

⑨　消費者の安全性の確保

当社グループは、モバイルオンラインゲーム領域、XR領域（VR、AR、MR等）及びブロックチェーン領域をとりまく環境が大きく変化する中で、当社が提供しているコンテンツをユーザーが安心安全に利用できる環境を整備することが重要な課題であると考えております。そのため、モバイルオンラインゲーム領域においては、一般社団法人日本オンラインゲーム協会に加盟し、消費者保護の観点から業界各社との連携や情報交換を図っております。あわせて、「資金決済に関する法律」等の各種法令や、監督官庁の指針、ガイドライン等による規制を遵守することで、健全な環境の整備に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

①　企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第 10 期 2017年４月期	第 11 期 2018年４月期	第 12 期 2019年４月期	第 13 期 (当連結会計年度) 2020年４月期
売 上 高（千円）	25,933,658	27,112,019	21,257,580	19,827,695
経 常 利 益 又は経常損失(△)（千円）	1,734,017	962,282	△1,661,464	2,124,637
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)（千円）	1,383,379	552,928	△1,695,686	1,757,456
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損 失 (△)（円）	46.65	18.91	△57.04	58.32
総 資 産（千円）	19,659,953	23,067,515	21,148,037	20,006,964
純 資 産（千円）	12,941,686	13,990,732	13,593,627	15,169,892
１ 株 当 た り 純 資 産 額（円）	445.16	467.47	416.04	470.93

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 2017年４月期	第 11 期 2018年４月期	第 12 期 2019年４月期	第 13 期 (当事業年度) 2020年４月期
売 上 高（千円）	25,896,816	27,086,964	21,217,273	19,823,394
経 常 利 益 又は経常損失(△)（千円）	1,259,054	668,485	△930,922	2,051,569
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	956,961	672,614	△1,531,196	2,407,659
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	32.27	23.00	△51.51	79.90
総 資 産（千円）	19,457,976	22,597,321	20,950,394	20,985,423
純 資 産（千円）	12,810,918	13,756,264	12,897,100	15,156,832
1 株 当 た り 純 資 産 額（円）	440.66	465.65	419.73	494.35

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況（2020年４月30日現在）

会社名	資本金		当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社エイリム	100,745千	円	100.0 %	モバイルオンラインゲームの開発・運営
株式会社FgG	10,000千	円	100.0 %	同上
株式会社グラムス	10,000千	円	100.0 %	同上
gumi Asia Pte.Ltd.	2,000千	シンガポールドル	100.0 %	同上
台灣谷米數位科技有限公司	10,000千	台湾ドル	100.0 %	同上
gumi Primus,Inc.	1,940,059千	ウォン	100.0 %	同上
株式会社gumi ventures	159,350千	円	100.0 %	投資事業及び投資ファンドの運営
株式会社gumi X Reality（注１）	100,000千	円	100.0 %	XRに関するハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの開発並びにXRに係る投資
Tokyo XR Startups株式会社	42,500千	円	100.0 %	XR技術を活用したプロダクト開発を行うスタートアップへの支援等
株式会社gumi X studio（注４）（注５）	500千	円	100.0 %	XRに関するハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの開発
gumi America, Inc.	11,005千	米ドル	100.0 %	XRに係る投資
株式会社gumi Cryptos（注２）（注３）	10,000千	円	100.0 %	ブロックチェーンに関するソフトウェア及びコンテンツの開発並びにブロックチェーンに係る投資

（注） １．2019年５月７日付で株式会社gumi VRは商号を株式会社gumi X Realityに変更しております。

２．2019年５月７日付で株式会社gumi Cryptosを設立しました。

３．2019年４月23日開催の当社の取締役会における決議に基づき、2019年７月１日付で、当社、株式会社gumi ventures及び株式会社gumi X Realityは、ブロックチェーンに係る事業を、吸収分割の方法により株式会社gumi Cryptosに承継させました。

４．2019年10月１日付で株式会社gumi X studioを設立しました。

５．2019年９月24日開催の当社の取締役会における決議に基づき、2019年11月30日付で、当社の連結子会社である株式会社gumi X Realityは、XR事業（VR、AR、MR等）におけるコンテンツ開発に係る資産等を、吸収分割の方法により当社の完全子会社として設立した株式会社gumi X studioに承継させました。

(8) 主要な事業内容（2020年４月30日現在）

事　　業	事　　業　　内　　容
モバイルオンラインゲーム事業	モバイルオンラインゲームの開発・運用
ＸＲ事業（ＶＲ，ＡＲ，ＭＲ等）	XRに関するハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの開発並びにXRに係る投資
ブロックチェーン事業	ブロックチェーンに関するソフトウェア及びコンテンツの開発並びにブロックチェーンに係る投資

(9) 主要な事業所（2020年４月30日現在）

① 当社

本　　社	東京都　新宿区

② 子会社

株式会社エイリム	東京都　新宿区
株式会社ＦｇＧ	東京都　新宿区
株式会社グラムス	東京都　新宿区
ｇｕｍｉ　Ａｓｉａ　Ｐｔｅ．Ｌｔｄ．	シンガポール　シンガポール市
台灣谷米數位科技有限公司	台湾　台北市
ｇｕｍｉ　Ｐｒｉｍｕｓ，Ｉｎｃ．	韓国　ソウル市
株式会社ｇｕｍｉ　ｖｅｎｔｕｒｅｓ	東京都　新宿区
株式会社ｇｕｍｉ　Ｘ　Ｒｅａｌｉｔｙ	東京都　新宿区
Ｔｏｋｙｏ　ＸＲ　Ｓｔａｒｔｕｐｓ株式会社	東京都　中央区
株式会社ｇｕｍｉ　Ｘ　ｓｔｕｄｉｏ	東京都　新宿区
ｇｕｍｉ　Ａｍｅｒｉｃａ，　Ｉｎｃ．	アメリカ　カリフォルニア州
株式会社ｇｕｍｉ　Ｃｒｙｐｔｏｓ	東京都　新宿区

(10) 使用人の状況（2020年４月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
モバイルオンラインゲーム事業	799名（10）	4名減
XR事業（VR，AR，MR等）	6名（－）	－
ブロックチェーン事業	5名（－）	5名増
全社（共通）	42名（5）	15名減

（注）１．使用人は、正社員のほか契約社員を含み、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり（ ）内は臨時雇用者（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人数を外数で記載しております。

２．「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門及び技術部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
390名（12）	－	34歳5ヶ月	3年3ヶ月

（注）１．使用人は、正社員のほか契約社員を含み、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であり（ ）内は臨時雇用者（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人数を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先（2020年４月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	1,250,000千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	500,000千円
株式会社みずほ銀行	417,300千円
株式会社りそな銀行	291,662千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はございません。

２．会社の株式に関する事項（2020年４月30日現在）

（1）発行可能株式総数　98,878,000株
（2）発行済株式の総数　31,169,400株
（3）株主数　13,344名
（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
國光宏尚	3,314,500株	10.98％
THE BANK OF NEW YORK MELLON １４００５１	2,137,700株	7.08％
ＮＥＸＴＢＩＧＴＨＩＮＧ株式会社	1,400,000株	4.64％
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,295,900株	4.29％
THE BANK OF NEW YORK １３３６５２	1,236,700株	4.10％
株式会社ＳＢＩ証券	862,408株	2.86％
楽天証券株式会社	849,700株	2.81％
ＷＩＬ　ＦＵＮＤ　Ｉ，Ｌ．Ｐ．	607,600株	2.01％
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	510,100株	1.69％
川本寛之	433,700株	1.44％

（注）１．当社は、自己株式を980,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式（980,000株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

1. 当社は、2019年９月25日、2019年10月29日、2019年12月24日、2020年３月３日、2020年３月25日、2020年３月30日、2020年４月２日及び2020年４月28日に新株予約権が行使されたことに伴い新株式を73,400株発行し、発行済株式の総数は31,169,400株となりました。

３．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2020年４月30日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
國光宏尚	取締役会長	gumi Asia Pte. Ltd.　Director 台灣谷米數位科技有限公司　董事 gumi Primus,Inc.　代表理事 株式会社gumi ventures　取締役 株式会社gumi X Reality　代表取締役社長 Tokyo XR Startups株式会社　代表取締役社長 株式会社gumi X studio　代表取締役社長 株式会社gumi Cryptos　代表取締役社長 Seoul XR Startups, Inc.　非常務理事 Nordic XR Startups Oy　CEO double jump.tokyo株式会社　社外取締役
川本寛之	代表取締役社長	株式会社エイリム　取締役 株式会社 FgG　代表取締役社長 株式会社グラムス　取締役 gumi Asia Pte. Ltd.　Director 台灣谷米數位科技有限公司　董事長 gumi Primus,Inc.　非常務理事 株式会社gumi ventures　代表取締役社長 株式会社gumi X Reality　取締役 Tokyo XR Startups株式会社　取締役 gumi America,Inc.　President 株式会社gumi Cryptos　取締役
本吉誠	取締役	株式会社エイリム　取締役 株式会社グラムス　監査役 gumi Primus,Inc.　非常務理事 株式会社gumi ventures　取締役 株式会社gumi X Reality　監査役 Tokyo XR Startups株式会社　監査役 株式会社gumi Cryptos　監査役 double jump.tokyo株式会社　社外監査役
高橋信太郎	取締役	Indeed Japan株式会社　代表取締役 ゼネラルマネージャー
長南伸明	取締役	株式会社スタジオアタオ　取締役 UUUM株式会社　社外取締役(監査等委員) SFPホールディングス株式会社　社外取締役（監査等委員）

氏　　名	地位及び担当	重　要　な　兼　職　の　状　況
梅　田　裕　一	常勤監査役	
池　川　穣　治	監　査　役	池川公認会計士事務所　代表 株式会社青山トラスト会計社　取締役 税理士法人青山会計社　代表社員
鈴　木　　学	監　査　役	西村あさひ法律事務所　パートナー 株式会社地域ヘルスケア連携基盤　社外監査役 ベルトラ株式会社　社外取締役 株式会社CHCPホスピタルパートナーズ　社外監査役 株式会社CHCPファーマシー　社外監査役

（注）１．取締役高橋信太郎氏及び長南伸明氏は、社外取締役であります。
２．監査役梅田裕一氏、池川穣治氏及び鈴木学氏は、社外監査役であります。
３．監査役池川穣治氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役高橋信太郎氏、長南伸明氏、監査役池川穣治氏、鈴木学氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第１項の規定により、各社外取締役及び各社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		基本報酬	ストックオプション	
取締役 （うち社外取締役）	155,757千円 （14,400千円）	139,357千円 （14,400千円）	16,400千円 （－）	5名 （2名）
監査役 （うち社外監査役）	34,400千円 （34,400千円）	34,400千円 （34,400千円）	－ （－）	3名 （3名）
合計 （うち社外役員）	190,157千円 （48,800千円）	173,757千円 （48,800千円）	16,400千円 （－）	8名 （5名）

（注）１．取締役の報酬限度額は、2014年７月31日開催の第７回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。また、別枠で2017年７月26日開催の第10回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、2014年７月31日開催の第７回定時株主総会において年額40百万円と決議いただいております。

３．ストックオプションには、当事業年度における費用計上額を記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

１．取締役高橋信太郎氏は、Indeed Japan株式会社の代表取締役ゼネラルマネージャーであります。同社との間には、人材採用メディアに係る取引がありますが、その年間取引額は当社及び同社の連結売上高１％未満と僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

２．取締役長南伸明氏は、株式会社スタジオアタオの取締役、UUUM株式会社の社外取締役（監査等委員）及びSFPホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と株式会社スタジオアタオ、UUUM株式会社及びSFPホールディングス株式会社との間には特別の関係はありません。

３．監査役池川穣治氏は、池川公認会計士事務所の代表、株式会社青山トラスト会計社の取締役及び税理士法人青山会計社の代表社員であります。当社と池川公認会計士事務所、株式会社青山トラスト会計社及び税理士法人青山会計社との間には特別の関係はありません。

４．監査役鈴木学氏は、西村あさひ法律事務所のパートナー、株式会社地域ヘルスケア連携基盤、株式会社CHCPホスピタルパートナーズ、株式会社CHCPファーマシーの社外監査役及びベルトラ株式会社の社外取締役であります。

西村あさひ法律事務所は当社の顧問弁護士事務所でありますが、西村あさひ法律事務所との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、また、当社と株式会社地域ヘルスケア連携基盤、株式会社CHCPホスピタルパートナーズ、株式会社CHCPファーマシー及びベルトラ株式会社との間には特別の関係はないことから独立役員として適任であると判断しております。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	主　　な　　活　　動　　状　　況
取締役 高橋信太郎	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席いたしました。主に企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜発言を行っておりました。
取締役 長南伸明	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。主に公認会計士として培ってきた知識・見地から、適宜発言を行っておりました。
監査役 梅田裕一	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査役会12回全てに出席いたしました。主に出身分野である金融業界を通じて培ってきた知識・見地から、適宜発言を行っておりました。
監査役 池川穣治	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査役会12回全てに出席いたしました。主に公認会計士として培ってきた知識・見地から、適宜発言を行っておりました。
監査役 鈴木　学	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査役会12回全てに出席いたしました。主に弁護士として培ってきた知識・見地から、適宜発言を行っておりました。

（注）１．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が５回ありました。

連結貸借対照表

(2020年４月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**9,624,636**	**流動負債**	**4,278,464**
現金及び預金	5,833,436	買掛金	552,020
売掛金	2,968,001	１年内返済予定の長期借入金	2,042,292
前払費用	413,827	未払金	908,817
未収入金	217,368	未払費用	35,201
未収還付法人税等	38,661	未払法人税等	221,799
その他	153,341	未払消費税等	232,637
		預り金	30,642
		賞与引当金	67,786
固定資産	**10,382,327**	その他	187,267
有形固定資産	**199,287**		
建物	163,616	**固定負債**	**558,607**
工具、器具及び備品	35,671	長期借入金	416,670
		資産除去債務	137,158
無形固定資産	**4,135,718**	繰延税金負債	4,778
ソフトウエア	1,307,111	**負債合計**	**4,837,071**
ソフトウエア仮勘定	2,705,946	(純資産の部)	
その他	122,659	**株主資本**	**14,357,192**
		資本金	9,377,841
		資本剰余金	3,385,620
投資その他の資産	**6,047,321**	利益剰余金	2,652,130
敷金及び保証金	360,333	自己株式	△1,058,400
投資有価証券	2,233,623	**その他の包括利益累計額**	**△140,164**
関係会社株式	851,556	その他有価証券評価差額金	22,020
その他の関係会社有価証券	1,271,702	為替換算調整勘定	△162,184
繰延税金資産	1,081,216	**新株予約権**	**232,578**
その他	248,889	**非支配株主持分**	**720,286**
		純資産合計	**15,169,892**
資産合計	**20,006,964**	**負債・純資産合計**	**20,006,964**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年５月１日から
2020年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**19,827,695**
売上原価		**13,399,354**
売上総利益		**6,428,340**
販売費及び一般管理費		**4,202,938**
営業利益		**2,225,402**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,766	
投資事業組合運用益	68,319	
仮想通貨評価益	9,888	
補助金収入	44,022	
固定資産売却益	5,441	
還付加算金	3,880	
その他	5,743	140,062
営業外費用		
支払利息	24,557	
為替差損	7,304	
持分法による投資損失	193,355	
その他	15,609	240,827
経常利益		**2,124,637**
特別利益		
投資有価証券売却益	65,315	
持分変動利益	579	
新株予約権戻入益	11,591	77,485
特別損失		
投資有価証券評価損	399,260	
関係会社株式評価損	194,969	
その他の関係会社有価証券評価損	467,122	
事業構造改革費用	188,250	
その他	3,736	1,253,340
税金等調整前当期純利益		**948,783**
法人税、住民税及び事業税	20,579	
法人税等調整額	△544,216	△523,636
当期純利益		**1,472,420**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		**△285,035**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,757,456**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2020年４月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**7,969,563**	**流動負債**	**4,809,414**
現金及び預金	3,983,403	買掛金	892,515
売掛金	3,061,824	関係会社短期借入金	275,660
前払費用	360,008	１年内返済予定の長期借入金	2,042,292
立替金	216,388	未払金	961,271
その他	347,937	未払費用	31,165
		未払法人税等	162,807
		未払消費税等	200,545
		預り金	38,455
固定資産	**13,015,860**	賞与引当金	39,616
有形固定資産	**170,580**	その他	165,084
建物	153,657	**固定負債**	**1,019,176**
工具、器具及び備品	16,922	長期借入金	416,670
		関係会社長期借入金	486,800
無形固定資産	**3,846,459**	資産除去債務	115,706
ソフトウエア	1,314,022	**負債合計**	**5,828,590**
ソフトウェア仮勘定	2,531,536	（純資産の部）	
その他	900	**株主資本**	**14,930,231**
		資本金	**9,377,841**
投資その他の資産	**8,998,820**	**資本剰余金**	**4,104,750**
敷金及び保証金	336,088	資本準備金	428,947
投資有価証券	64,902	その他資本剰余金	3,675,803
関係会社株式	6,604,862	**利益剰余金**	**2,506,039**
その他の関係会社有価証券	10,000	その他利益剰余金	2,506,039
関係会社長期貸付金	760,052	繰越利益剰余金	2,506,039
繰延税金資産	1,044,113	**自己株式**	**△1,058,400**
その他	178,802	**評価・換算差額等**	**△5,977**
		その他有価証券評価差額金	△5,977
		新株予約権	**232,578**
資産合計	**20,985,423**	**純資産合計**	**15,156,832**
		負債・純資産合計	**20,985,423**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年５月１日から
2020年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**19,823,394**
売上原価		**13,665,654**
売上総利益		**6,157,740**
販売費及び一般管理費		**4,094,750**
営業利益		**2,062,990**
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,430	
経営指導料	9,600	
為替差益	2,146	
固定資産売却益	5,441	
還付加算金	3,880	
その他	1,802	28,301
営業外費用		
支払利息	39,221	
その他	500	39,721
経常利益		**2,051,569**
特別利益		
投資有価証券売却益	19,215	
新株予約権戻入益	11,591	30,806
特別損失		
固定資産除却損	1,109	
投資有価証券評価損	33,017	34,127
税引前当期純利益		**2,048,249**
法人税、住民税及び事業税	187,386	
法人税等調整額	△546,797	△359,410
当期純利益		**2,407,659**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２０年6月２３日

株式会社ｇｕｍｉ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢　部　直　哉　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　中　計　士　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ｇｕｍｉの２０１９年５月１日から２０２０年４月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ｇｕｍｉ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２０年6月２３日

株式会社ｇｕｍｉ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢　部　直　哉　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　中　計　士　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ｇｕｍｉの２０１９年５月１日から２０２０年４月３０日までの第１３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年５月１日から2020年４月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年６月23日

株式会社ｇｕｍｉ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　梅　田　裕　一　㊞

監査役（社外監査役）　池　川　穣　治　㊞

監査役（社外監査役）　鈴　木　　学　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、株主資本を充実させて財務基盤の安定・強化を図り成長投資に積極的に振り向ける一方、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し安定的かつ継続的な株主利益還元を図ることを資本政策の基本方針としております。

第13期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
　金銭といたします。
２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき５円00銭
　総額150,947,000円
３．剰余金の配当が効力を生じる日
　2020年７月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

（２）取締役が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります。また、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第23条の変更を行うものであります。以上の新設及び変更については、各監査役の同意を得ております。

（３）その他、法令の表現に合わせて文言の整備、字句の修正及び条数の変更等所要の変更を行うものであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（機関の設置） 第5条　当会社は、取締役会、監査役及び監査役会を置く。	（機関の設置） 第5条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (3)会計監査人
（員数） 第18条　当会社に取締役8名以内を置く。	（員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
＜新設＞	

現　行　定　款	変　更　案
（選任） 第19条　　＜新設＞ 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	（選任） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
（任期） 第20条　取締役の任期はその選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜新設＞ ＜新設＞	（任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会） 第21条　取締役会は代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 2. 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときにはこの期間を短縮することができる。 ＜新設＞ 3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認事項があったものとみなす。 4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。	（取締役会） 第21条　取締役会は代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 2. 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときにはこの期間を短縮することができる。 3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。 4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨取締役会の決議があったものとみなす。 5. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。
（代表取締役及び役付取締役） 第22条　取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第22条　取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

現　行　定　款	変　更　案
2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。	2. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。
＜新設＞	（重要な業務執行の委任） 第23条　当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
＜新設＞	（報酬等） 第24条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。
（責任限定契約） 第23条　　＜新設＞	（責任免除及び責任限定契約） 第25条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

現　行　定　款	変　更　案
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。	2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。
第5章　監査役及び監査役会	＜削除＞
（員数） 第24条　当会社に監査役3名以上5名以内を置く。	＜削除＞
（選任） 第25条　監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	＜削除＞
（任期） 第26条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠のため選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の残存期間と同一とする。	＜削除＞

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会） 第27条　監査役会は各監査役が招集する。 2. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときにはこの期間を短縮することができる。 3. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。	＜削除＞
（常勤監査役） 第28条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	＜削除＞
（責任限定契約） 第29条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。	＜削除＞
＜新設＞	第5章　監査等委員会
＜新設＞	（監査等委員会） 第26条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときにはこの期間を短縮することができる。

現　行　定　款	変　更　案
	2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。 3. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
＜新設＞	（常勤の監査等委員） 第27条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
第6章　会計監査人 （会計監査人の設置） 第30条　当社は会計監査人を設置する。	第6章　会計監査人 ＜第5条へ移動＞
第31条～第35条　＜条文省略＞	第28条～第32条　＜現行どおり＞
＜新設＞	附則 第1条　2020年７月開催の第13回定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する社外監査役（社外監査役であった者を含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第29条の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、定款変更の効力発生の時をもって監査等委員会設置会社へ移行し、取締役５名（うち社外取締役２名）は、任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）３名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	國光宏尚（くにみつひろなお） （1974年１月28日）	2004年５月　株式会社アットムービー入社 2004年５月　同社　取締役 2007年６月　当社設立　代表取締役社長 2018年７月　当社代表取締役会長 2020年３月　当社取締役会長（現任） （重要な兼職） gumi Asia Pte. Ltd.　Director 台灣谷米數位科技有限公司　董事 gumi Primus, Inc.　代表理事 株式会社gumi ventures　取締役 株式会社gumi X Reality　代表取締役社長 Tokyo XR Startups株式会社　代表取締役社長 株式会社gumi X studio　代表取締役社長 株式会社gumi Cryptos　代表取締役社長 Seoul XR Startups, Inc.　非常務理事 Nordic XR Startups Oy　CEO double jump.tokyo株式会社　社外取締役	3,314,500株
2	川本寛之（かわもとひろゆき） （1979年３月23日）	2002年４月　日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2008年４月　新規事業投資株式会社（現DBJキャピタル株式会社）出向 2011年８月　当社入社　執行役員 2011年11月　当社取締役 2016年３月　当社代表取締役副社長 2018年７月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職） 株式会社エイリム　取締役 株式会社FgG　代表取締役社長 株式会社グラムス　取締役 gumi Asia Pte. Ltd.　Director 台灣谷米數位科技有限公司　董事長 gumi Primus, Inc.　非常務理事 株式会社gumi ventures　代表取締役社長 株式会社gumi X Reality　取締役 Tokyo XR Startups株式会社　取締役 gumi America, Inc.　President 株式会社gumi Cryptos　取締役	433,700株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	もと よし まこと 本吉 誠 （1983年１月21日）	2007年４月　株式会社新生銀行入行 2012年７月　当社出向 2014年２月　当社入社 2014年７月　当社執行役員 2016年７月　当社取締役（現任） （重要な兼職） 株式会社エイリム　取締役 株式会社グラムス　監査役 gumi Primus,Inc.　非常務理事 株式会社gumi ventures　取締役 株式会社gumi X Reality　監査役 Tokyo XR Startups株式会社　監査役 株式会社gumi Cryptos　監査役 double jump.tokyo株式会社　社外監査役	216,500株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．各取締役候補者の「所有する当社の株式の数」は、2020年４月30日現在のものであります。

３．國光宏尚氏を取締役候補者とした理由

國光宏尚氏は創業者として、市場の急速な変化に伴う事業の転換、海外市場の拡大を見越した迅速な意思決定及び新規事業領域に向けた強力なリーダーシップを発揮しています。また、モバイルオンラインゲーム事業に限らず、XR事業及びブロックチェーン事業などの新規事業領域に関する豊富な知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。このような経験と実績、リーダーシップなどは、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

４．川本寛之氏を取締役候補者とした理由

川本寛之氏は金融機関在職時における専門知識や豊富な実務経験に加え、会計、IR、M&A、財務戦略、内部統制等のコーポレート全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、代表取締役就任後はモバイルオンラインゲーム事業領域を統率し、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

５．本吉誠氏を取締役候補者とした理由

本吉誠氏は金融機関在職時における専門知識や豊富な実務経験に加え、当社グループにおける国内外の事業、財務戦略、投資業務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、定款変更の効力発生の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ 梅田裕一（うめだゆういち） （1952年4月27日）	1975年４月　株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1993年８月　さくら投資顧問株式会社　（現三井住友DSアセットマネジメント株式会社）　営業部長 2000年10月　株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）浜松町支店長 2002年５月　株式会社ソシエ・ワールド入社同社経営企画室長 2006年４月　FXプライム株式会社（株式会社FXプライムbyGMO）入社経営管理本部長　補佐兼法務コンプライアンス部長 2011年10月　当社常勤・社外監査役（現任）	4,800株
2	※ 高橋信太郎（たかはししんたろう） （1965年１月8日）	1989年４月　株式会社リクルート入社 2001年10月　株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）入社 2006年３月　GMOアドパートナーズ株式会社　代表取締役社長 2008年３月　GMOインターネット株式会社　取締役 2013年３月　GMOインターネット株式会社　常務取締役　グループメディア部門統括 2015年３月　GMOアドパートナーズ株式会社　取締役会長 2016年４月　Indeed Japan株式会社　代表取締役　営業本部長 2016年７月　当社社外取締役（現任） 2017年10月　Indeed Japan株式会社　代表取締役　ゼネラルマネージャー兼営業本部長 2020年４月　Indeed Japan株式会社　代表取締役　ゼネラルマネージャー（現任）	―株
3	※ 長南伸明（ちょうなんのぶあき） （1973年9月9日）	1996年４月　太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2008年７月　新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）　パートナー 2015年９月　株式会社スタジオアタオ　取締役（現任） 2017年７月　当社社外取締役（現任） 2017年８月　UUUM株式会社　社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年５月　SFPホールディングス株式会社　社外取締役（監査等委員）（現任）	―株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	※ しみず　けんじ 清水　健次 （1968年５月24日）	1995年11月　太田昭和監査法人（現　EY新日本有限責任監査法人）入所 2002年10月　小沢・秋山法律事務所　入所 2013年８月　株式会社Gunosy　社外監査役（現任） 2015年１月　武市法律事務所　入所 2016年３月　清水法律事務所設立（現任） 2016年３月　日本テクノ株式会社　社外監査役（現任） 2016年７月　株式会社長越　代表取締役（現任） 2019年10月　株式会社アクシージア　社外監査役（現任）	―株

（注）１．※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

２．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．各監査等委員である取締役候補者の「所有する当社の株式の数」は、2020年４月30日現在のものであります。

４．梅田裕一氏、高橋信太朗氏、長南伸明氏及び清水健次氏は社外取締役候補者であります。

５．梅田裕一氏を監査等委員である取締役とした理由

梅田裕一氏は、金融業界を通じて培われた豊富な経験と知識を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって８年９ヶ月となります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

６．高橋信太郎氏を監査等委員である取締役とした理由

高橋信太郎氏は、Indeed Japan株式会社等で代表取締役などの要職を務める中で培った企業経営に関する豊富な経験を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。

７．長南伸明氏を監査等委員である取締役とした理由

長南伸明氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって３年となります。

８．清水健次氏を監査等委員である取締役とした理由

清水健次氏は、弁護士並びに公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

９．当社と梅田裕一氏、高橋信太郎氏及び長南伸明氏の各候補者とは、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合に損害賠償責任を限定する内容の責任限定契約を締結しております。本総会において各候補者の選任が承認された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。

10．清水健次氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合に損害賠償責任を限定する内容の責任限定契約を締結する予定であります。

11．当社は、高橋信太郎氏及び長南伸明氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

12．梅田裕一氏及び清水健次氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員となる予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2014年７月31日開催の第７回定時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

今般、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の規定に基づき、現在の取締役の報酬額に代えて、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内とさせていただきたいと存じます。

また、当該報酬額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は５名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は３名（うち社外取締役０名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬額及び内容決定の件

当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権（以下「ストックオプション」といいます。）の報酬額は、2017年７月26日開催の第10回定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で、年額100百万円以内（うち社外取締役を除く。）とご承認いただき今日に至っております。

今般、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の規定に基づき、現在の取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬額に代えて、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」とは別枠として、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する後記の「報酬等の内容」に定める内容のストックオプションの報酬額を、これまでの取締役に対するストックオプションの報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100百万円以内（うち社外取締役を除く。）とさせていただきたいと存じます。具体的な報酬額は、新株予約権の割当日において、算出した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる金額であります。

また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する配分、発行の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は５名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は３名（うち社外取締役０名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

記

１．取締役に対するストックオプション報酬として新株予約権を発行することを相当とする理由

株価を通じたメリットやリスクを株主の皆様と共有し、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的としており、報酬制度として相当と判断するものであります。

２．報酬等の内容（ストックオプション報酬として１年間に発行する新株予約権の内容）

（１）新株予約権の数

1,250個を各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の上限とする。

（２）新株予約権の目的である株式の種類及び数

125,000株を各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。また、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

（３）新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、当該新株予約権の割当てを受ける者に対し、当該新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金１円とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から30年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

（７）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

② その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議により決定する。

（８）その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第７号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の規定に基づき、監査等委員である取締役の報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は４名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿四丁目15番３号
住友不動産西新宿ビル３号館１階
ベルサール西新宿　ホール



交通　・都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」　「Ａ５出口」より徒歩４分
・都営地下鉄大江戸線「西新宿五丁目駅」　「Ａ１出口」より徒歩５分
・東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」　「２番出口」より徒歩７分
・ＪＲ各線、地下鉄、私鉄各線「新宿駅」　「西口」より徒歩13分

○駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。